

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-05-01		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	細街路拡幅整備事業（助成）		部課名	防災都市づくり部建築指導課		課長名	能見	
			担当者名	松澤		内線	2844・2848	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-01-02		細街路拡幅整備助成費					
	01-01-03		細街路拡幅整備事務費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 59	（ 1984 ）	年度	根拠	建築基準法、東京都建築安全条例			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	03	快適な生活道路の整備					
目的	建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員 4 mの道路空間を確保して、防災性の向上及び住環境の改善を図る。							
対象者等	細街路に面した敷地で、建築物の新築や建替え等を行う建築主、土地所有者。ただし、住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例の適用を受ける事業及び市街地整備指導要綱の対象とされる事業（同要綱に規定する共同住宅等建設事業以外）に該当するものは除く。							
内容	建築基準法第42条第2項に規定する幅員 4 m未満の道路（細街路）に面した敷地において、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から 2 mの位置を道路境界線とみなし、みなし道路部分（後退部分）を区が拡幅整備し、側溝の設置や路面の舗装を行う。 1. 区による細街路拡幅整備工事 2. 助成金の交付（宅地建物取引業者等は除く） ・後退用地の除却・整地 @30,000/㎡ ・ブロック塀・擁壁の移設 @10,000/m ・すみ切り用地の整地 @60,000/ヶ所 ・私道の電柱移設 @1,650,000/本 3. 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きの代行（宅地建物取引業者等は除く） ※細街路延長232Km(両面)のうち、117.5Km拡幅整備済（整備率50.6%）							
経過	昭和59年 荒川区細街路拡幅整備要綱施行 昭和60年 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 平成2年 荒川区細街路拡幅整備要綱を一部改正し、助成金の交付を包含するとともに、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止 平成20、21年 指定道路図及び指定道路調査作成委託 平成29年 荒川区まちづくり情報配信用データ整備及び補正更新業務委託により細街路等の道路の位置・種別を明示した指定道路図の情報配信に向けた準備 平成30年 指定道路図をホームページにて情報配信 令和6年 荒川区私道細街路電柱移設事業助成金交付要綱施行							
必要性	建築基準法は昭和25年に施行したが、道路中心から2m後退した部分の整備がされない実情であった。本事業により建築主や土地所有者の理解と協力のもと、細街路拡幅整備が着実に進捗しており、必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 非課税申告の手続きの代行業を委託により実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	後退用地整備率（%）	48	49	50	51	52	整備延長/整備対象道路延長（両側）
	②	公共施設後退整備率（%）	84	85	86	87	87	整備延長/整備対象道路延長
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
重点的に推進		重点的に推進	密集地域の防災性の向上及び住環境改善を図る事業であるため、重点的に推進する。					

[illegible]

備考	行政費用については、物件費（委託料等）が増加したものの、補助費等（細街路拡幅整備助成金）が減少したため、全体で19.0%程度減少した。行政収入についても、国庫支出金が1.9%程度減少した。
問題点・課題	○細街路は法律上、道路とみなされているため建物や塀などは建てられないが、道路としての整備までは求められていない。区内の道路ネットワークからも、細街路の拡幅整備を促進したいが、建築主や土地所有者の理解と協力が欠かせない。 ○公共施設においては、周辺地域のモデルケースとなるよう、積極的に拡幅整備を行う必要がある。 ○私道細街路を拡幅したものの、電柱が残されている事例があり、有効幅員を確保できず安全な避難路となっていない。

問題点・課題の改善策										
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	窓口で助成金制度等を丁寧に説明し、整備意欲を高めるほか、整備の承諾書提出についても、積極的に連絡し、拡幅整備に繋げる。			助成制度について積極的かつ丁寧に案内をしたほか、承諾書が未提出の方に対して機会を捉え連絡するなど、拡幅整備に繋げた。			建替えに伴う拡幅の機会を確実に捉えていくほか、整備可能な適地が近接している場合、併せて拡幅できるよう所有者と協議する。			
②	施設所管課に拡幅未整備の施設を周知し、細街路整備の意義を説明することで、拡幅整備を進める。			拡幅整備が未了の施設を多く所有する所管課に対し、拡幅への協力を求めるとともに、予算措置を依頼した。			未整備施設を所管する担当課と協議する場を設け、細街路拡幅整備の意義を説明し、拡幅整備を進める。			
③	私道細街路の拡幅整備により、交通の支障となっている電柱について、移設工事費の助成制度を開始する。			私道細街路電柱移設助成制度を策定し、地域から対応を求められていた案件にアプローチして移設へと誘導した。			現地調査時に、交通の支障になると思われる電柱が対象地に存在する場合は、助成制度について積極的に案内する。			
状況	他区の実施率	（実施	20	区	未実施	2	区	不明	0	区）
	23区実施率：91.3%（条例10区、要綱11区） 未実施区：千代田区、中央区 ※いずれも細街路の比率が少なく、拡幅整備促進策の必要性が低いため未実施と思われる。									
議会（要旨）										

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-05-02		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	建築指導事務		部課名	防災都市づくり部建築指導課		課長名	能見	
			担当者名	小室 赤沼 柳沢 栗原		内線	284, 228, 452, 847	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-01-01	建築指導事務費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 41	（ 1966 ）	年度	根拠	建築基準法、長期優良住宅普及促進法、エコまち法、省エネ法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。							
対象者等	建築物の新築、増築、改築又は用途変更等を計画する者及び既存建築物の所有者等							
内容	1 建築物の確認審査及び検査 建築計画が法令に適合しているかどうか、自ら審査・検査するほか、指定確認検査機関が審査・検査した内容を確認する。 2 違反建築物等の取締 建築基準法に基づき良好な住環境を守るため、違反建築物を未然に防止することを目的とした建築監視員による現場パトロール、是正に向けた指導や保安上危険な建築物等に対する措置を行う。 3 認定等 建築物の長寿命化や省エネなどを促進する長期優良住宅の認定、低炭素住宅の認定、省エネ向上計画の認定等を行う。 4 各種調査及び証明 建築物の状況を把握する建築動態統計調査及び住宅用家屋証明書や概要書等の証明交付を行う。							
経過	平成11年5月 1日 平成15年8月20日 平成15年～16年 平成19年6月20日 平成21年 平成24年 平成28年 平成29年4月3日 令和3年11月26日 令和7年4月1日	建築確認・検査業務を民間の指定確認検査機関にも開放 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示(383.5ha)(H21:追加指定1.6ha) 新たな防火規制(耐火性能の強化)・改正日影規制条例(測定面の変更等)の施行 改正建築基準法の施行(建築確認・検査の厳格化, 民間検査機関への業務適正化 等) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等の開始 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等の開始 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等の開始 建築計画概要書等の証明の交付開始 建築基準法53条の2による敷地面積規制の導入 全ての新築住宅・非住宅への省エネ基準適合の義務付け開始						
必要性	地方自治体としての基本的な事務である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	完了検査実施率(%)	99	99	99	99	100	検査済証交付件数/工事完了件数 2年度前の案件が対象
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続		継続	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る事務であるため、継続して実施する。					

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品購入（図書等）	238	需用費	消耗品購入（図書等）	364	需用費	消耗品購入（図書等）	464
役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	108	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	108	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	108
委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等	2,602	委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等	3,387	委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等	4,259
使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料等	114	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料等	196	委託料	建築総合情報システム構築業務委託	51,733
						使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料等	192

備考	行政費用については、物件費が増加したものの、給与関係費及び賞与・退職給与引当金繰入額が減少したため、15.8%程度減少した。行政収入については、手数料が増加したため、全体で11.0%程度増加した。
問題点・課題	○建築物が法令に適合しているかどうかを的確に審査、検査、指導をしていくため、建築基準関係法令等の改正内容や動向について、情報収集に努め、関連部署との連携を図りながら、調査・研究・提案を継続的に行うとともに専門知識の継承の仕方等を研究し、体制整備について継続的に検討する必要がある。 ○区内の確認検査件数の多くを占める指定確認検査機関物件について、適正に実施されるように、点検・調査等を行うとともに、年間500件程度ある確認物件の照会・報告事務等を効率的かつ適正にできる方策を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価		令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	建築行政の会議体を活用し、法改正の最新情報を収集し、各行政庁と連携を図り、様々な事例研究を継続的に実施していく。	他区等との月例会議に参加し、事例研究を行った。概要書等発行の自動化やGISでの建築情報の管理に向け、D X化の予算を確保した。		建築行政の会議体等に参加しD X化に向けた最新情報の収集・研究を行うほか、建築総合情報システムを導入しD Xを推進する。					
②	違反建築予防の視点で、民間確認物件について、事前調査を行い、適宜、立入検査を実施する等、業務の適正化を図る。	指定確認検査機関への立入検査を2回実施した。近隣から通報のあった物件の資料を取り寄せ、審査・検査内容を確認した。		指定確認検査機関による建築確認・検査の適正な実施を確保するため、報告書の点検や立入検査を実施する。					
③	職場内研修や外部機関の専門研修を活用し、審査能力の向上、改正法の事務に向けた体制整備を図る。	新年度施行の改正建築基準法・改正省エネ法等に関し、職場内研修や外部の専門研修で理解を深め、改正法に対応できる体制を整えた。		改正内容を確実に適用し、実務を通して運用方法を整備していく。					
他区の実況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議（要旨）									

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-05-03		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	応急危険度判定員制度		部課名	防災都市づくり部建築指導課		課長名	能見	
			担当者名	丸山		内線	2847	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-02-01	応急危険度判定費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 7	（ 1995 ）	年度	根拠	東京都被災建築物応急危険度判定要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区被災建築物応急危険度判定要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	震災により被災した区内建築物の使用の可否をいち早く判定し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全を確保することを目的とする。							
対象者等	震災により被災した区内建築物							
内容	震災発生後、応急危険度判定員が区内被災建築物等の被害状況を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の判定結果を建築物に表示する応急危険度判定の体制を整備する。 1 東京都被災建築物応急危険度判定員（以下、「判定員」という。） 東京都主催の講習を受講し、東京都防災ボランティアとして登録された者 （区在住または在勤の判定員197名　うち、区職員48名 ※令和7年4月現在） 2 荒川区被災建築物応急危険度判定員会（以下、「区判定員会」という。） 区在住または在勤の判定員により組織され、応急危険度判定を実施する会（民間会員56名） 3 被災建築物応急危険度判定実施本部 区災害対策本部内に設置し、建築指導課長が「本部長」となり、判定計画の作成・判定結果の取りまとめを行う ※区の被災状況が著しく、自力での判定活動が困難な場合、東京都に支援を求める							
経過	平成 7 年	東京都防災ボランティアに関する要綱制定 ※判定員は原則建築士（一級、二級、木造）の資格が必要						
	平成12年	荒川区被災建築物応急危険度判定要綱制定						
	平成13～令和6年度	区判定員会総会を実施（年1回） ※総会において、講演や判定模擬訓練を実施						
	平成15、16年度	東京都の模擬判定実施訓練に参加						
	平成16年10月	新潟県中越地震において判定員として区職員派遣（1名）						
	平成19年 7月	新潟県中越沖地震において判定員として区職員派遣（1名）						
	平成28年 4月	熊本県地震において判定員として区職員派遣（2名）						
	令和 6年	東京都防災ボランティア制度要綱改正 ※判定員の要件を拡充し、建築施工管理技士（一級、二級）を追加						
必要性	日頃から実施体制及び判定技術の向上を図り、震災後、迅速かつ確実に応急危険度判定を実施するため、本制度は必要不可欠である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	区判定員会総会への参加率(%)	28.1	35.1	25.5	40	40	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	マグニチュード7.0クラスの連動型大規模地震の発生可能性が高まる中、余震時の二次災害を防止し、区民の安全の確保を図る事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)									
予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			32	32	157	34	34	150	2,903
決算額（7年度は見込み）			6	0	122	4	30	92	2,903
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	区判定員会総会出席者(人)		22	書面開催	書面開催	18	20	14	22
	区判定員会登録者(人)		71	73	63	64	57	56	60
	区職員判定員(人)		48	51	47	52	47	48	50
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	判定委員総会講師謝礼	20	報償費	判定委員総会講師謝礼	0	報償費	判定委員総会講師謝礼	28	
需用費	判定員総会賄	4	需用費	判定員総会賄・資機材費	87	需用費	判定員総会賄	7	
使用料	施設使用料	6	使用料	施設利用料	6	委託料	システム操作研修費	1,441	
						使用料	施設利用料	5	
						使用料	システム使用料	1,421	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,264	1,214	▲ 50	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	10	92	82		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	21	0	▲ 21		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	345	129	▲ 216		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,640	▲ 1,435	205		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	1,640	1,435	▲ 205		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,640	▲ 1,435	205		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,640	▲ 1,435	205					

備考	行政費用について、物件費が増加したものの、給与関係費、補助費等及び賞与・退職給与引当金繰入額が減少しており、全体で12.5%程度減少した。
----	---

問題点・課題	○震災時に迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう、判定活動のDX化を促進すると共に、模擬訓練や連絡訓練への参加率を高め、平常時から会員の応急危険度判定技術の向上を図る必要がある。 ○震災時には、被災する建築物が広範囲に及ぶ可能性があり、区在住・在勤の判定員のみでは対応できない可能性があるため、他地域への応援依頼及び受入体制を確立しておく必要がある。 ○区判定員会は、転居等による退会や会員の高齢化が進んでいるため、新規加入者を増やす必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

令和6年度に取り組む 具体的な改善内容				令和6年度に実施した 改善内容および評価				令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	区判定委員会の登録者を増やすため、防災ボランティアの資格要件が拡大されたことを関係団体に周知する。			区判定委員会の登録者を増やすため、防災ボランティアの資格要件が拡大されたことを関係団体に周知し、受講を促した。				区判定委員会の登録者を増やすため、関係団体に区の取組を周知し、判定実施体制の充実を図る。			
②	区判定委員会の総会で会員相互の交流を深め、連絡訓練と判定模擬訓練等を実施し、判定技術の向上を図る。			区判定委員会総会で、外部講師を招いた講演、連絡訓練と判定模擬訓練を実施し、会員相互の交流と判定技術の向上を図った。				導入予定の判定調査モバイルシステムを活用し、区判定委員会の会員相互の交流や判定技術の向上を図る。			
③	判定業務マニュアルを充実するとともに、判定のデジタル化の導入を検討する。			判定業務マニュアルを総会での意見や防災訓練の反省点を踏まえ充実させるとともに、デジタル化のための予算を確保した。				応援判定員による活動を前提とした検討を行い、判定業務マニュアルを充実する。			
状況 (要旨)	他区の実	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)	
	平成28年6月会議 応急危険度判定の実施体制の整備について										

事務事業分析シート（令和7年度）										
No1										
事務事業コード		11-05-04		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		荒川区耐震改修促進計画の推進		部課名		防災都市づくり部建築指導課		課長名		
				担当者名		丸山		内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-06-01		耐震改修促進計画事務費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業				
開始年度		平成 20（ 2008 ）年度		根拠		建築物の耐震改修の促進に関する法律				
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度		法令等						
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系		分野		VI 安全安心都市						
		政策		11 防災・防犯のまちづくり						
		施策		03 災害に強い街づくりの推進						
目的		区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。								
対象者等		新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物）、区有建築物、緊急輸送道路沿道建築物								
内容		1 対象区域 荒川区全域 2 計画の内容 ○耐震化の目標（令和3年3月改定 荒川区耐震改修促進計画） ・住宅 → 耐震化率 95% ・民間特定建築物 → 耐震化率100% ・特定緊急輸送道路沿道建築物 → 耐震化率 95% ・一般緊急輸送道路沿道建築物 → 耐震化率 90% ※区有建築物は目標である耐震化率100%を達成済み。 ○耐震化の促進を図るため施策 ○総合的な安全対策 3 計画の期間 令和3年度から令和7年度まで								
経過		平成 7年10月 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」 制定 平成19年 3月 「東京都耐震改修促進計画」 策定 平成20年 4月 「荒川区耐震改修促進計画」 策定 平成23年 4月 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」 施行 平成23年 5月 「耐震改修促進法」 改正 平成28年 3月 「東京都耐震改修促進計画」 改定 「荒川区耐震改修促進計画」 改定 令和3年 3月 「東京都耐震改修促進計画」 改定 「荒川区耐震改修促進計画」 改定 令和5年 3月 「東京都耐震改修促進計画」 改定								
必要性		首都直下地震から区民の生命及び財産を守るため、本計画に位置付けた事業を推進していく必要がある。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）								
指標		事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
				4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)		
		①	住宅の耐震化率（%）	87	88	89	90	95	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数 令和8年度目標95%	
		②	民間特定建築物の耐震化率（%）	96	96	96	96	100	令和8年度目標100%	
③	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率（%）	89	89	89	89	95	令和8年度目標95%			
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
重点的に推進		重点的に推進		区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図る事業であるため、重点的に推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,685	1,214	▲ 471	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	460	129	▲ 331		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,145	▲ 1,343	802
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,145	1,343	▲ 802	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,145	▲ 1,343	802
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,145	▲ 1,343	802	

備考

問題点・課題

○法・条例の規定に基づき耐震診断等が義務付けられた建物の所有者等に対しては、指導・指示・助言等を行い、耐震化を促進する必要がある。

○耐震診断等が義務付けられていない住宅等に対しては、所有者等の耐震化への意識が向上するように様々な取組により啓発し、耐震化を促す必要がある。

○社会情勢や国・都の動向等を踏まえ、耐震改修促進計画の改定を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	住宅について旧耐震基準だけでなくグレーゾーンの木造住宅への支援制度の周知や啓発等によって、耐震化の促進を図る。	グレーゾーン木造住宅も対象とする補助制度を開始するなど、耐震化の促進に取り組んだ。	住宅の耐震化を促進するため、支援制度や啓発等を充実するとともに、効果的な周知方法を検討する。
②	民間特定建築物は各施策の所管課と連携して個別訪問を行う等、支援制度の周知や啓発活動によって耐震化の促進を図る。	東京都と連携して民間特定建築物への個別訪問を行い、支援制度の周知を行った。	民間特定建築物の耐震化を促進するため、個別訪問などによる啓発活動を継続して行う。
③	特定緊急輸送道路沿道建築物について耐震化の取組状況の報告を求め、進展がないものは、状況に応じて指示等を行う。	特定緊急輸送道路沿道建築物について耐震化の取組状況の報告を求め、進展がない建築物の所有者等に対し指示等を行った。	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、建物所有者等の取組状況に応じた対応策を検討する。

他 区 の 実 施 状 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	令和5年3月予算特別委員会 グレーゾーンの木造住宅について								